

令和2年度 指導監査等実施方針

横浜市こども青少年局監査課

児童の安全と適正な法人及び施設の運営を担保するため、関係法令及び条例等に基づき、次の重点事項を中心に指導監査及び確認監査を実施します。併せて、前回監査での指摘事項の改善状況を確認し、継続的な指導を行います。

(指導監査の重点事項)

1 適正な法人運営の確保

- (1) 評議員・役員は親族等の特殊関係の制限を含め、法令または定款に定める手続きにより適切に選任され、就任承諾の意思確認が適正に行われているか。また、長期にわたる欠席等がないか。
- (2) 評議員会・理事会等が適正に運営され、要議決事項の審議や議事録の作成が適切になされているか。また、理事長の代表者登記等が適切に行われているか。
- (3) 監事により、業務執行や財産の状況が適切に監査され監査報告が行われているか。また、監事は理事会に出席し、必要に応じ意見を述べる体制となっているか。
- (4) 定款に従って事業を実施しているか。また、定款変更が必要な場合に、所定の手続きを経て速やかに変更が行われているか。
- (5) 法人の業務及び財務等の情報がインターネット等において公表されているか。
- (6) 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準が、評議員会の審議を経て適切に策定されているか。また、親族等の特殊関係者に対し不当に高額な支給額

となっていないか。

(7) 一部の役員等による運営の独占や不適切な利益供与等が行われていないか。

2 適正な施設・事業運営の確保

(1) 開所時間帯における職員（保育士等）配置は適正であるか。

(2) 子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止に関してマニュアル等が整備されているか。また、事故発生時の原因究明を十分行い、職員の協力体制のもと事故の再発防止策が講じられているか。

(3) 地震、火災、風水害及び不審者等に対する非常時対応マニュアルを整備し、職員会議等で職員に周知され、共通理解が図られているか。また、職員が緊急時に具体的な対応ができるよう訓練を行うとともに、緊急時の連絡体制等が保護者へ周知されているか。

(4) 職員の離職により、施設・事業運営や児童の処遇に影響が出ていないか。また、施設長や多くの職員が替わる場合に、保護者への事前説明を行い、意見を聴く機会を設けるなど、保護者との信頼関係を構築するための対応は適切に行われているか。

(5) 職員等の給与は、就業規則や給与規程等、適正な手続を経た根拠に基づき、勤務実態に即して支給されているか。

(6) 運営規程の作成、重要事項の説明などを行い、利用申込者の同意を得ているか。特に、保護者から費用を徴収する場合は、保護者に対して金額の算定根拠等を事前に丁寧に説明を行うとともに同意を得ているか。

(7) 保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決の仕組みが整備され、周知されているか。また、保護者等からの苦情や要望を記録し、第三者委員（事業所内保育事業及び家庭的保育事業は第三者委員の設置は任意）に報告する等、苦情解決の仕組みに基づき、対応しているか。

3 適切な教育・保育の提供と支援の確保

- (1) 全ての職員による適切な役割分担と協力体制が整えられているか。また、担当職員が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴、経験及び発達過程に留意しつつ、教育・保育の継続性が保てるよう十分な引継ぎがなされているか。
- (2) 睡眠中の事故防止について、全ての睡眠時間帯で年齢に即した適切な時間間隔で一人ひとりの呼吸確認を行うなど、事故防止対策が採られているか。
- (3) 教育・保育要領や保育指針に基づいた指導計画等や施設の種類ごとに必要な計画が適切に作成されているか。また、計画に基づいた教育・保育の提供や支援が実施されているか。

児童施設・障害児入所施設等については、児童の適性やその特性等を踏まえた個別支援計画等が適切に作成され、支援等が実施されているか。
- (4) 提供する特定教育・保育又は特定地域型保育の質の評価を自ら行い、常に改善を図っているか。
- (5) 子どもの活動が豊かに展開されるよう、施設の設備や環境を整え、保健的環境を維持しているか。

また、感染症等が発生又はまん延しないよう予防対策を講じるなど衛生管理に努めているか。
- (6) 園外活動時の事故防止のため、引率職員の役割分担や危険箇所の事前確認ができており、子どもの状態等に応じて職員間の連携が図られているか。
- (7) プール活動・水遊び時の事故防止のため、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えをしているか。
- (8) 給食の献立は、変化に富み、子どもの健全な発育に必要な給与栄養量が確保され、かつ身体的状況及び嗜好が考慮されているか。

- (9) アレルギー疾患を有する子どもについて、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応が行われているか。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携した体制構築など安全な環境の整備が行われているか。

4 適正な会計処理の実施

- (1) 会計諸帳簿を整備し、適正な会計処理を行っているか。適正に決算処理を行い、計算書類を作成しているか。また、社会福祉法人については、会計基準省令による会計処理が行われているか。
- (2) 利用者からの現金徴収金受領後の預金口座への預け入れや、小口現金の保有額など、経理規程に定めるとおり現金管理が適切に行われているか。
- (3) 委託費や運営費の弾力運用や前期末支払資金残高の取崩しを行っている場合は、その要件を満たし、限度額を超えていないか。また、他拠点への繰入がある場合は、繰入金額が合理的な根拠に基づき算出されているか。
- (4) 委託費や運営費を充当する支出が、適正な証ひょう類に基づき、保育所運営に要する適切な使途に対するものとなっているか。また、複数の担当によるチェックなど相互牽制機能があるか。
- (5) 工事、物品購入等の契約は、経理規程等に従い競争入札や見積合わせ等が行われるとともに、随意契約を行う場合は、その理由を明らかにしたうえで業者選定等が行われているか。